

京都市立義務教育学校条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市立義務教育学校条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立義務教育学校条例附則第1項第1号に規定する市規則で定める日は、平成30年4月1日とする。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)